

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について

趣 旨

「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)は、バス、トラック、タクシーなどの自動車運転者について、労働時間等の労働条件の向上を図るため、その業務の特性から、すべての産業に適用される労働基準法では規制が難しい拘束時間(始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。))、休息期間(勤務と次の勤務の間の自由な時間)、運転時間等の基準を、平成元年に、大臣告示として制定。

制定の経緯

労働時間等の改善を定めた局長通達の策定(昭和42年)

中央労働基準審議会での関係労使の議論

- ・長時間労働、交通事故の増加
- ・路面運送における労働時間及び休息期間に関するILO条約の採択(昭和54年):運転時間上限1日9時間、1週間48時間

通達を大臣告示することで労使が合意し、平成元年に「改善基準告示」を策定

拘束時間、休息期間等の基準を定めた局長通達の策定(昭和54年)

※ 制定以降、法定労働時間が段階的に短縮し、週40時間制へ移行するのに合わせて、内容の見直しが行われ現在に至っている。

内 容

○ 拘束時間【始業時刻から終業時刻までの時間(休憩時間を含む。)】

総拘束時間

- | | |
|------|-------------------|
| トラック | 原則 1か月 293時間 |
| バ ス | 原則 4週間平均で1週間 65時間 |
| タクシー | 原則 1か月 299時間 |

最大拘束時間

- トラック、バス、タクシー: 原則 1日 16時間
(ただし、1日の原則的な拘束時間は13時間)

○ 休息期間【勤務と次の勤務の間の自由な時間】

- トラック、バス、タクシー: 原則 繼続8時間以上

○ 最大運転時間

- トラック: 原則 2日平均で1日9時間、2週間平均で1週間44時間
バ ス: 原則 2日平均で1日9時間、4週間平均で1週間40時間

○ 連続運転時間

- トラック、バス: 4時間以内
- 運転の中斷には、運転開始後4時間以内又は4時間経過直後に、
1回連続10分以上かつ合計30分以上の運転をしない時間が必要。

○ 休日労働

- | | |
|-----------|--------------------------------------|
| トラック、タクシー | 2週間に1回以内、
かつ、1か月の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 |
| バ ス | 2週間に1回以内、
かつ、4週間の拘束時間及び最大拘束時間の範囲内 |

※ その他、拘束時間の例外や分割休息期間、2人乗務、隔日勤務、フェリー乗船などの場合の特例有り。